

北秋田市週休2日制工事を推進する実施要領

北秋田市財務部財政課

1. 週休2日工事の目的

建設業において就業者の高齢化や担い手不足は深刻な問題となっており、将来にわたり安定的に社会インフラ等を支えるためには、若手技術者や技能労働者の確保・育成が重要な課題とされており、その解決のためには建設業を魅力的なものにし、他産業と同じように建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるように働き方改革・就労環境の改善をすることが求められています。

本市では、この建設業の働き方改革・就労環境の改善に対し、協力していくことが発注者の責務であることを認識し、改革・改善を推進していくためにも市発注工事において週休2日に取組むこととしました。

2. 週休2日の定義（要綱第2条関係）

週休2日とは、当該工事の工期内において、4週8休以上の現場閉所（1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態）を行ったと認められる状態を指します。

土日の現場閉所など1週間当たり2日の休日を必ず確保するというものではありませんが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者が1か月ごとに4週8休以上の現場閉所を達成できるよう発注者の責務として協力するものとします。

ただし、準備・後片付け期間及び年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

3. 現場閉所の確認方法等（要綱第3条関係）

発注者は、受注者が毎月提出する工事履行報告書及び勤務状況確認表により、現場閉所の状況を監督職員が行うこととします。

なお、施工箇所が点在する工事の場合、週休2日の補正は「1工事」を補正の対象区分とするため、施工箇所ごとに週休2日補正を設定せず、工事全体に補正を掛けることになりません。

その場合、現場閉所を行う際は、施工箇所点在型は全ての施工箇所を同日で閉所しなければ現場閉所日として認められません。

<受注者の取り組み内容>

- (1) 週休2日に取り組む受注者は、施工計画書に以下の条件を満たす工程表を添付し発注者に提出する。
 - ・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確認し、工程表に休日を明記する。
 - ・工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。
- (2) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (3) 受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、勤務状況確認表を記入し、発注者の確認を受ける。
- (4) 受注者は工事の最終月には、工事完成届とともに工事履行報告書及び勤務状況確認表を提出する。
- (5) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

<発注者の取り組み内容>

- (1) ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取り組みに協力すること。
- (2) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取り組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。
- (3) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (4) 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (5) 発注者は、現場共有システム（ASP）や遠隔臨場の活用を検討し、受注者との情報共有を効率化させることで、週休2日確保のために協力すること。

【週休2日（4週8休）を確保するイメージ】

(1) 対象期間

工事開始日から工事完成日のうち、非対象期間を除いた期間

(2) 非対象期間

準備期間、後片付け期間、年末年始（12/29-1/3の6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみが行われている期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間です。

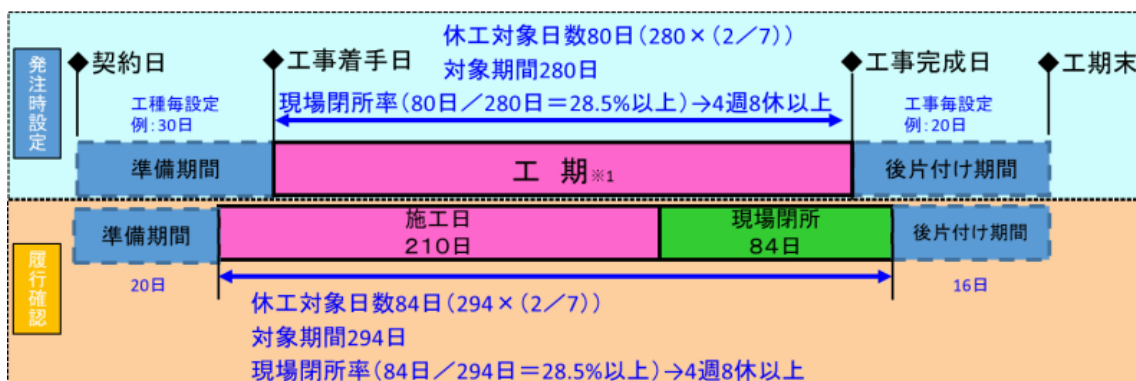
(3) 休工対象日数

「土曜日・日曜日」、「祝日」を問わず、対象期間の4週8休以上の日数とします。

また、現場閉所には「工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応」「工事現場の安全を確認するための巡視活動」「工事現場の安全を確保するための警備活動」「作業緊急性その他、やむを得ない事由により監督職員の指示で行う作業」などが想定されます。

(4) 4週8休

対象期間内の現場閉所の割合（現場閉所率）が28.5%以上であることが4週8休となります。



(週休2日を推進する工事における東北地方整備局の運用方針, R5. 5. 30)

※1：週休2日の対象となる工期とは、準備・後片付けを除いた期間になります。

→準備・後片付け期間は、特記仕様書に記載されている日数とします。

→工期に年末年始・夏季休暇等を含む場合は、対象期間より除きます。

例) 工期に夏季休暇6日を含む場合

対象期間 : 294日 - 6日 = 288日

休工対象日数 : 83日 (288 × (2/7)) (小数点以下切上げ)

現場閉所率 : (83日 / 288日 = 28.5%以上)

※2：4週8休以上とは、対象工期内の現場閉所の割合（現場閉所率）が28.5%以上の水準に達する必要があります。

→仮に1か月単位で4週8休を実現しなくても、工期内で現場閉所率28.5%以上に達していれば、4週8休以上とみなします。

※3：現場閉所とは、現場事務所での事務作業も含め、1日を通して現場事務所が閉鎖された状態とします。

→現場閉所は、工事毎に設定している夏期・年末年始休業を含まずに確保する必要があります。

【受発注者間で共有する工事工程表のイメージ】

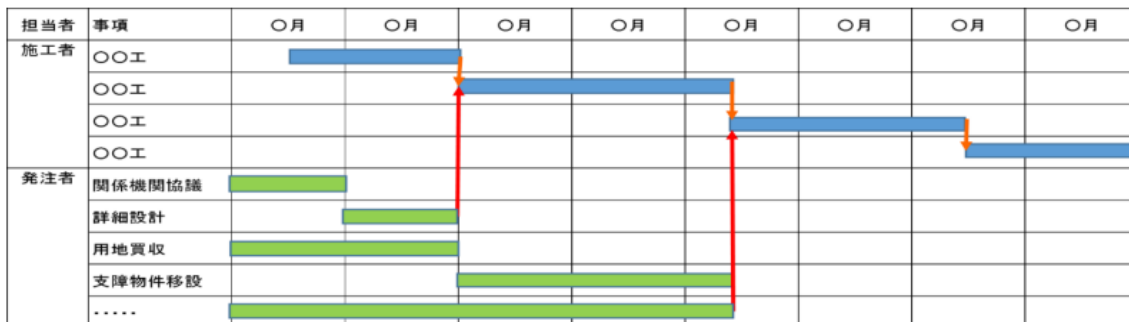
(1) 工事工程の共有については、用地、設計、協議、支障移転等の発注者側で処理すべき事項の対応状況や処理期限について、受注者が作成する工事工程表に反映し、受発注者間で共有するものとします。

なお、発注者が処理すべき事項については、現場説明事項書への条件明示を徹底することとします。

(2) 大幅な新規工種の増工部分についても、週休2日の現場閉所の対象とします。

よって、大幅な新規工種の増工をおこなっても、工事全体で週休2日の現場閉所日が確保できるよう適切な工期設定をおこない、受注者と事前に協議した上で、増工をすることとします。

<工事工程表イメージ図>



(週休2日を推進する工事における東北地方整備局の運用方針, R5. 5. 30)

4. 対象工事及び発注方式 (要綱第4条関係)

本市では全ての工事を対象に「発注者指定方式」により発注することを原則とします。

ただし、社会的要請や現場条件の制約など工程上の制約により現場閉所を行うことが困難な工事については対象外とします。

5. 対象工事である旨等の明示

- (1) 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示します。
- (2) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示します。
- (3) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとします。

6. 適切な工期設定 (要綱第5条関係)

工期の設定にあたっては、国の定める「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」及び秋田県の定める「秋田県土木工事共通仕様書」に基づき、適正な工期の設定を行うものとします。

7. 積算方法等 (第6条関係)

週休2日制にすることで工期が長期化することになり、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費や現場管理費なども増えることとなります。そのため、休日数に応じた補正係数を乗じて積算をすることとなります。

(1) 発注時

入札公告、特記仕様書、現場説明書等において、週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初設計の段階から、4週8休以上の達成を前提として経費に補正係数を乗じるものとします。補正係数は、工事の種類に応じて次の県で定める運用の係数を準用します。

【秋田県で定める運用】

- ・秋田県週休2日制工事に関する建設部運用
- ・秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用
- ・秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用
- ・秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用

設計の積算を見積徴取によって行う場合は、徴取先には4週8休で発注する条件を示し、補正係数を乗じた経費の見積もりを依頼してください。

(2) 積算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、請負代金を減額変更します。

8. 公告文・特記仕様書等の記載例

次のとおり、入札公告時及び特記仕様書等の記載例を示します。

(1) 公告文等記載例

入札広告文において、週休2日制工事である旨を記載します。

【入札公告文】（どちらかを記載）

- ・本工事は、週休2日を推進するため、4週8休以上の現場閉所を実施する工事である。
- ・本工事は、北秋田市週休2日制工事である。

(2) 特記仕様書記載例

秋田県の様式に基づいている場合、特記仕様書に次の項目と内容を記載してください。

項目番号 週休2日制工事の対象	<ul style="list-style-type: none">・本工事は、北秋田市週休2日制工事の対象である。・週休2日制工事の実施については、「北秋田市週休2日制工事実施要綱」及び「※ここには下記の秋田県で定める運用の名称を記載」に基づいて実施するものとする。
-----------------	---

※【秋田県で定める運用の名称】

- ・秋田県週休2日制工事に関する建設部運用
- ・秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用

- ・秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用
- ・秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用

(3) 現場説明書(条件明示)記載例

秋田県の様式に基づいている場合、現場説明書(条件明示)に次の項目と内容を記載してください。

<p><u>項目番号</u> その他条件 (週休2日制工事)</p>	<p>・その他条件は次のとおりです。</p> <p>(1) 本工事は労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費及び現場管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。</p> <p>(2) 工期内において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて積算変更時に上記経費の補正を見直します。</p> <p>4週6休に満たない場合は補正を行いません。</p>
--	---

(4) 特記仕様書や現場説明書が無い場合

秋田県の様式に基づく特記仕様書や現場説明書が無い場合は、次の特記仕様書を設計図書に添付してください。

【特記仕様書や現場説明書が無い場合の特記仕様書記載例】

<p style="text-align: center;">北秋田市週休2日制工事特記仕様書(発注者指定型)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 実工期 工事着手日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間をいう。</p> <p>(3) 現場閉所 実工期において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。但し、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作</p>
--

業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

実工期（「**※ここには下記の秋田県で定める運用の名称を記載**」に記載の期間を除く）における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／実工期日数）で算定する。

現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上、25%以上 28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上 25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満、21.4%未満を 4 週 6 休未満とする。

(実施方法)

第 3 条 週休 2 日制工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、施工計画書について、4 週 8 休以上を考慮したものを発注者に提出し、これに基づき施工を行うものとする。

なお、受注者の責によらない理由（特殊な事情により工事完成を優先させたものの、災害等に起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるもの）により、実施が困難な場合には、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 受注者は、「**※ここには下記の秋田県で定める各担当運用の名称を記載**」で規定する勤務状況確認表を作成の上、毎月の履行報告書に添付し、監督職員に提出するものとする。最終月に関しては、工事関係届とともに提出するものとする。

(3) 監督職員は、受注者から提出される勤務状況確認表等に基づき、現場閉所率の確認を行うものとする。

なお、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められない場合は、現場閉所率に応じた費用計上による契約変更を行うものとする。

(費用の計上)

第 3 条 「**※ここには下記の秋田県で定める各担当運用の名称を記載**」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(その他)

第 4 条 本特記仕様書に定めるもののほか、週休 2 日制工事に実施に関して必要な事項は、「北秋田市週休 2 日制工事実施要綱」及び秋田県が定める「**※ここには下記の秋田県で定める各担当運用の名称を記載**」に記載のとおりとする。

※【秋田県で定める運用の名称】

- ・秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用
- ・秋田県週休 2 日制工事に関する営繕課運用

- ・秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用
- ・秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用

(4) すでに当該工事における何らかの仕様書等がある場合

すでに当該工事において何らかの仕様書等を作成しており、週休2日制工事の対象とする場合は上記「(2) 特記仕様書記載例」及び「(3) 現場説明書(条件明示)」の内容を仕様書に追加で記載してください。

【すでに何らかの仕様書等がある場合の追加記載例】

(週休2日制工事の実施)

第●条 本工事は、北秋田市週休2日制工事の対象であり、その実施については「北秋田市週休2日制工事实施要綱」及び「**※ここには上記の秋田県で定める運用の名称を記載**」に基づいて実施するものとする。

2 前項のほか、その他の条件は次のとおりとする。

(1) 本工事には労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費及び現場管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行うものとする。

(2) 工期内において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて積算変更時に上記経費の補正の見直しを行う。なお、4週6休に満たない場合は補正を行わない。

9. その他

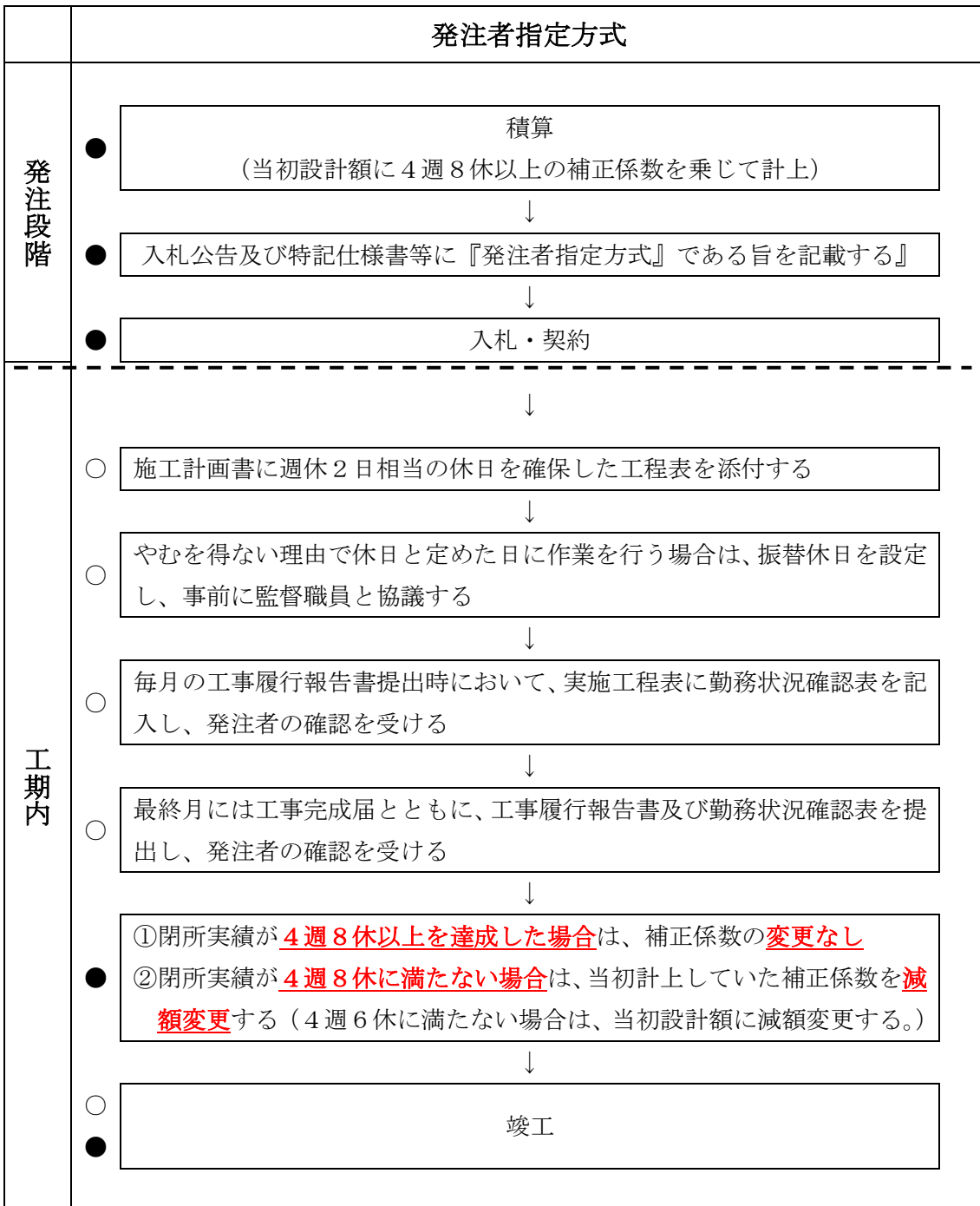
- ・受注者が週休2日制の取り組みを円滑に進めることができるよう、建設現場におけるDXを推進することとし、情報共有システム(ASP)や遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)の導入を検討します。
- ・この要領に定めるもののほか、必要な事項については秋田県が定める運用によるものとします。

10. 適用

令和6年4月1日以降に公告、閲覧する全ての工事について適用します。

■週休2日工事における手続きフロー

【参考】



※ ○は受注者の手続き、●は発注者の手続き